

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱の改正について

1 改正条項

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱第3条「表彰の対象」

2 改正の概要

表彰の対象について、現在の要綱においては更生保護部門の対象を保護司に限定しているが、保護司のほか更生保護女性会員等、更生保護活動に従事する方々にまで対象を広げるよう改正する。

3 改正の理由

更生保護に携わる方々については、札幌市保護司会連絡協議会を通じて、各区保護司会に所属する保護司を対象としてきたが、更生保護に携わる方々は保護司に限らず、更生保護女性会員など、保護司以外にも活動されている。対象を広げることで、そういった皆さんの日ごろの活動に対しても表彰できるよう所要の改正を行う。

4 改正案

【改正前】

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次に掲げる個人、団体又は事業者で、市内に在住し、又は市内を拠点に活動しているものとする。

(1)～(2) 略

(3) 保護司として、更生保護活動に功績のあった個人

【改正後】

(表彰の対処)

第3条 表彰の対象は、次に掲げる個人、団体又は事業者で、市内に在住し、又は市内を拠点に活動しているものとする。

(1)～(2) 略

(3) (削除) 更生保護活動に功績のあった個人